

食安輸発第0213002号
平成19年 2月13日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

米国産トウモロコシの取扱いについて

標記については、平成13年1月5日付け衛食第1号に基づき実施しているところです。
今般、検疫所のモニタリング検査の結果、分別流通管理（IPハンドリング）が行われた旨の証明書が添付された米国産トウモロコシにおいて、遺伝子組換え品の混入率が5%を超える事例があったことから、下記の食品については、当面の間、証明書の有効性を確認する目的で、遺伝子組換え品の混入率に係る検査を実施するよう輸入者への指導方よろしく申し上げます。

記

1 対象食品

CHS Inc.が発行した分別流通管理に関する証明書が添付された米国産トウモロコシ

2 検査項目

遺伝子組換えトウモロコシの混入率

3 検体採取及び検査方法

平成13年3月27日付け食発第110号「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」によること。